

# 大分県報

令和八年四月一日（四五）

（水曜日）

## 目次

### 告示

- 包括外部監査契約の締結……………
- 主任介護支援専門員研修等の実施機関の指定……………
- 大分県農業改良資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託……………
- 大分県林業・木材産業改善資金の貸付けに係る支出事務及び償還金の収納事務の委託……………
- 大分県沿岸漁業改善資金の貸付けに係る支出事務及び償還金の収納事務の委託……………
- 第六次大分県林業労働力の確保の促進に関する基本計画の策定……………
- 大分県が管理する港湾施設の概要の一部改正……………
- 令和八年度大分県調理師試験の実施……………

### 告示

#### 大分県告示第七十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和八年四月一日

大分県知事

佐藤樹一郎

- 包括外部監査契約の期間の始期  
令和八年四月一日
- 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合算するものとする。
- 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所  
氏名 栗林栄太

令和八年四月一日

住所 大分市大字賀来二千八百二番地  
包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法  
精算払とする。

#### 大分県告示第七十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第六十九条の三十三第一項の規定により、次の機関を主任介護支援専門員研修等の実施機関に指定した。

令和八年四月一日

大分県知事

佐藤樹一郎

指定を受け た者の名称	指定を受け た者の所在 地	事務を行う 事務所の名 称	事務を行う 事務所の所 在地	研修の名称	指定日	指定期間
特定非営利 活動法人大 分県介護支 援専門員協 会	大分市大字 光吉一三 九番地一 首藤ハイッ ク	特定非営利 活動法人大 分県介護支 援専門員協 会	大分市大字 光吉一三 九番地一 首藤ハイッ ク	主任介護支 援専門員研 修、主任介 護支援専門 員更新研修	令八・四・ 一	令八・四・ 一～令十 三・三・三 一

#### 大分県告示第七十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に大分県農業改良資金の貸付けに係る償還金の収納事務を委託した。

令和八年四月一日

大分県知事

佐藤樹一郎

- 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地  
大分県信用農業協同組合連合会  
大分市花園三丁目二番一七号
- 指定公金事務取扱者に係る指定をした日  
令和七年十二月五日
- 委託をした日  
令和八年四月一日
- 委託期間

大分県報号外（告示）

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

大分県告示第百七十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に大分県林業・木材産業改善資金の貸付けに係る支出事務及び償還金の収納事務を委託した。

令和八年四月一日

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
  - 大分県知事 佐藤 樹一郎

名 称	事務所の所在地
大分県森林組合連合会	大分市花園二丁目六番五十一号
西高森林組合	豊後高田市鼎三二二番地
国東森林組合	国東市国東町小原四四二二番地一
別杵速見森林組合	杵築市山香町大字内河野二七八番地の六
おおいた森林組合	由布市庄内町大龍一七一一番地一
臼津関森林組合	臼杵市大字板知屋字大寺浦一二五七番地の二
佐伯広域森林組合	佐伯市宇目大字南田原二八三番地二
大野郡森林組合	豊後大野市三重町菅生一二三番地七
竹田市森林組合	竹田市大字飛田川二二四六番地七
玖珠郡森林組合	玖珠郡玖珠町大字大隈一九九番地の五
日田市森林組合	日田市大字庄手八五〇番地の五
日田郡森林組合	日田市天瀬町五馬市三〇〇番地一
山国川流域森林組合	中津市山国町宇曾六九六番地一
宇佐地区森林組合	宇佐市安心院町田ノ口二五〇番地
大分県木材協同組合連合会	大分市王子港町一番一七号
日田木材協同組合	日田市大字東有田字新山二七七六番地の六
大分県造林素材生産事業協同組合	大分市弁天一丁目一番二三号

二 指定公金事務取扱者に係る指定をした日

令和七年十二月五日

三 委託をした日

令和八年四月一日

四 委託期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

大分県告示第百七十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に大分県沿岸漁業改善資金の貸付けに係る支出事務及び償還金の収納事務を委託した。

令和八年四月一日

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
  - 大分県知事 佐藤 樹一郎

二 指定公金事務取扱者に係る指定をした日

令和七年十二月五日

三 委託をした日

令和八年四月一日

四 委託期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

大分県告示第百七十七号

林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第四条第一項の規定に基づき、次のとおり第六次大分県林業労働力の確保の促進に関する基本計画を定めたので、同条第五項の規定により公表する。

令和八年四月一日

- 一 公表する書類
  - 第六次大分県林業労働力の確保の促進に関する基本計画

二 公表場所

大分県農林水産部林務管理課及び各振興局農山村振興部又は農山漁村振興部

第六次大分県林業労働力の確保の促進に関する基本計画についての  
大分県ホームページ  
アドレスは、次のとおり。

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/16050/kihonkeikaku6.html>

大分県告示第百七十八号

大分県が管理する港湾施設の概要（昭和四十三年大分県告示第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、大分県土木建築部港湾課及び別府土木事務所に備え置いて一般の閲覧に供する。

令和八年四月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

二 別府港の(二)概要の表中

D―四―二	駐車場	七、一八一・〇〇 平方メートル		
-------	-----	--------------------	--	--

を

削り、

H―二―五	野積場	四、四五五・九〇 平方メートル		附属地
-------	-----	--------------------	--	-----

を

H―二―五	野積場	四、四五五・九〇 平方メートル		附属地
-------	-----	--------------------	--	-----

に

H―二―六	野積場	一、五一三・〇〇 平方メートル		
-------	-----	--------------------	--	--

改める。

## ○公 告

調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第三条の二第一項の規定により、次のとおり調理師試験を実施する。

令和八年四月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 試験の期日及び場所

1 期日 令和八年十月三十一日（土曜日）

- 午後一時三十分から午後三時三十分まで
- 2 場所 J・COMホルトホール大分  
大分市金池南一丁目五番一号
- 二 受験資格
- 次の学歴及び職歴の条件を満たしている者

- 1 学歴 (一) 中学校卒業以上の者  
(二) 旧制国民学校高等科の修了者、旧制中学校二年の課程の修了者又は調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）附則第三項の規定によりこれらの者と同等の学力があると認められる者
- 2 職歴 調理師法施行規則第四条に定める左記施設で二年以上調理業務に従事した者
- (一) 飲食店営業（旅館・簡易宿泊所を含む。喫茶店営業を除く。）  
(二) 魚介類販売業（販売のみは除く。）  
(三) そうざい製造業（煮物（つくだ煮を含む。）・焼物（炒め物を含む。）・揚げ物・蒸し物・酢の物又はあえ物を製造する営業）  
(四) 複合型そうざい製造業（そうざいに米飯やパンを組み合わせた食品を製造する営業）  
(五) 寄宿舎、学校、病院等の給食施設（継続して一回二十食以上又は一日五十食以上の飲食物を調理して供与する施設）

### 三 試験科目

公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論、食文化概論

### 四 提出書類

- 1 受験申請書
  - 2 受験票・写真台帳
  - 3 受験手数料の領収証書
  - 4 受験票送付用封筒
  - 5 調理業務従事証明書
  - 6 印鑑登録証明書又は印鑑証明書（該当者のみ）
  - 7 戸籍抄本等（該当者のみ） ※発行後六月以内のもの
  - 8 国籍等表示のある住民票（外国籍の方のみ） ※発行後六月以内のもの
  - 9 学力認定書（日本の外国人学校を卒業した場合及び外国における学校教育が九年未満の課程を卒業した場合のみ）
- 五 受験手続

令和八年四月一日

大分県報号外（告示・公告）

受験に必要な書類を、令和八年五月七日(木曜日)から同年六月三日(水曜日)までの受験申請受付期間に、左記提出先に「簡易書留」で郵送すること。

提出先 公益社団法人調理技術センター 調理師試験担当

住所 東京都中央区日本橋人形町一―四―一内山ビル二階

電話番号 (〇三) 三六六七―一八一五

六 受験手数料及び納入方法

1 受験手数料 六千四百円

2 納入方法 受験案内に同封されている払込取扱票により、受験申請受付期間内に金融機関で納めること。

七 合格者の発表

令和八年十二月十八日(金曜日) 午前十時

県庁舎本館一階県政展示ホール掲示板に合格番号を掲示し、合格者には合格通知書を郵送する。

また、公益社団法人調理技術センターホームページに合格者の受験番号を掲載する。

なお、電話による合否の確認及び回答は行わない。

八 試験及び試験結果の開示に関する問合せ先

公益社団法人調理技術センター 調理師試験担当

住所 東京都中央区日本橋人形町一―四―一内山ビル二階

電話番号 (〇三) 三六六七―一八一五(平日九時から十七時まで)

FAX (〇三) 三六六七―一八六八

大分県福祉保健部県民健康増進課健康寿命延伸班

住所 大分市大手町三丁目一番一号

電話番号 (〇九七) 五〇六一―二六六一

FAX (〇九七) 五〇六一―七三三〇